

J Kホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社はJ Kホールディングス株式会社と称し、英文ではJ K H o l d i n g s C o . , L t d . と表示する。

第2条 (目 的)

当社は次の各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 土木建築資材の製造、加工および販売
- (2) 木材の販売および製材業
- (3) 住宅設備機器、空調機器、ボイラー等の販売、設置、施工、保守および管理
- (4) 医療機器、健康器具、介護機器および介護用品の販売
- (5) インテリア用品、エクステリア用品、照明器具、家庭用電気製品および収納設備機器の販売
- (6) 食料品、飼料、各種燃料、ガス器具および日用品雑貨の販売
- (7) 宝石、美術品および古物品の販売
- (8) ペットショップの経営および観葉植物の販売
- (9) 前1号乃至8号に掲げる製品の輸出入業務
- (10) 土木建築工事
- (11) 室内装飾工事、建築物の内外装仕上工事および解体工事
- (12) 建築物の設計および工事監理
- (13) 道路標識および道路交通安全用機器の販売
- (14) 建設・建築機械器具の販売
- (15) 林業
- (16) 不動産の売買、交換、賃貸借および管理
- (17) 宅地建物取引業
- (18) 倉庫業、一般貨物自動車運送事業および自動車運送取扱事業
- (19) 住宅建築資材、レストランおよびドライブインのフランチャイズチェーンシステムによる加盟店への商品管理、販売促進および経営指導のフランチャイズ業務
- (20) 工場の管理運営に関するコンサルタント業務
- (21) 一般・産業廃棄物回収および処理業
- (22) コンピュータのソフトウェア・ハードウェアの開発・製作および販売並びに情報の提供・処理サービス業
- (23) 労働者派遣事業

- (24) 飲食業
 - (25) 旅行業
 - (26) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (27) 金融業および総合リース業
 - (28) 前各号に附帯する一切の業務
- 2 当社は、前項各号の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業、その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都江東区に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、7千万株とする。

第6条（単元株式数）

当社の1単元株式数は1百株とする。

第7条（単元未満株主の売渡請求）

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという。）を当社に請求することができる。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (4) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (5) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第10条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（基準日）

毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

第12条（招 集）

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長に差し支えある場合、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役が代わる。

第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第16条（総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は8名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

第21条（代表取締役および役付取締役）

当社は取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条（取締役会の招集）

取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差し支えある場合または欠員の場合は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えある場合または欠員の場合は、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が代わる。

- 2 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

第25条（重要な業務執行の委任の件）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の設置）

当社は監査等委員会を置く。

第32条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第34条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第35条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第36条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

第6章 会計監査人

第37条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第41条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第43条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第44条（期末配当金等の除斥期間等）

期末配当金および中間配当金が支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第77期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

沿革	昭和24年2月15日	制 定
	昭和35年6月10日	改 正
	昭和36年3月30日	改 正
	昭和36年9月22日	改 正
	昭和38年2月1日	改 正
	昭和39年3月1日	改 正
	昭和40年2月10日	改 正
	昭和40年10月12日	改 正
	昭和41年3月25日	改 正
	昭和41年11月20日	改 正

昭和43年3月21日 改正
昭和44年3月20日 改正
昭和44年9月19日 改正
昭和45年3月25日 改正
昭和48年5月20日 改正
昭和50年4月21日 改正
昭和52年6月10日 改正
昭和54年5月22日 改正
昭和55年5月27日 改正
昭和56年6月25日 改正
昭和63年6月27日 改正
平成元年6月27日 改正
平成2年6月28日 改正
平成3年6月27日 改正
平成5年6月29日 改正
平成6年6月29日 改正
平成9年6月27日 改正
平成10年10月1日 改正
平成11年10月1日 改正
平成12年6月29日 改正
平成14年6月27日 改正
平成15年6月27日 改正
平成16年6月29日 改正
平成17年6月29日 改正
平成18年6月29日 改正
平成18年10月1日 改正
平成20年6月27日 改正
平成21年1月5日 改正
平成21年6月26日 改正
平成22年1月6日 改正
平成27年6月26日 改正
2022年6月28日 改正
2023年6月28日 改正